

用語解説

あ～お

ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
一時滞在施設	大規模災害を起因とする公共交通機関の停止などに伴うライフラインの寸断により、大量に発生すると想定される帰宅困難者などを一時的に滞在させる施設。
一団	ひとかたまりのこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、港湾、上下水道、橋、公園、学校、病院などの産業基盤や生活基盤となる社会資本。
ウォーターフロント	海・川・湖沼の水際に近接する区域。特に都市部の水辺地区の整備に関連して使用される言葉。
雨水渠	雨水を流すための管や水路。
NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための市民・事業者などによる主体的な取組。
オープンスペース	公園、広場、河川、農地などの建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地の総称。

か～こ

合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。
環境性能	省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建築物の品質を総合的に評価した性能。
急傾斜地崩壊対策事業	崩壊により居住者などに危害が生ずる恐れがあり、さらに一定の基準を満たすものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し実施している防災対策事業。
居住環境向上用途誘導地区	都市計画法の地域地区の1つで、居住誘導区域内において、居住環境向上施設(病院、店舗その他の都市の居住者の日常生活に必要な施設であって、居住環境の向上に資する施設)に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方で、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地区。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度で、「線引き」とよばれる。

クリエイティブ産業	デザインをはじめ、映像・ゲームなどのコンテンツ（メディアが記録・伝送し、人が鑑賞するひとまとまりの情報）など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、CO ₂ 吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災など様々な地域課題の解決に寄与する取組。
グリーン・ツーリズム	都市部住民や観光客が農村地域で滞在型の余暇を過ごそうという旅行形態。本市では、リピーターとして期待される本市都市部住民を主体に、市外・県外の人を対象とし、農村地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ日帰り型・滞在型の余暇活動としている。
経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容などを定める。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	地域住民の全員の合意により、建築基準法に定められた最低限の基準に加え、住みよいまちづくりのための基準を定め、互いに守り合っていくことを約束する制度。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
高次都市機能	日常の生活圏よりも広い範囲から利用される教育、医療、福祉、文化・芸術、商業・業務などの機能。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的には、鉄道駅、バスターミナルなど。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消などを図るため、市町村などが主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バスなど。
災害イエローゾーン	災害の危険性が高い地域について、各種法令に基づき指定される区域。浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域など。区域内の避難警戒体制の整備などが求められる場合が多い。
災害レッドゾーン	災害の危険性が特に高い地域について、各種法令に基づき指定される区域。災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など。建築や開発行為などの規制がある。

さ～そ

砂防事業	土石流などの土砂災害から市民の生命や財産を保全する事業。
CO ₂ 排出量	温室効果ガス排出量をすべてCO ₂ に換算した値。主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、代替フロンなど4ガスがある。
シェアサイクル (コミュニティサイクル)	自転車を共同利用し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステム。
ジオパーク	地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的としたユネスコの正式事業。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域では、原則として、農林漁業用の建築物などを除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街化調整区域における住宅建築等に関する条例	2004(平成16)年11月1日に施行された市条例。 市街化調整区域では、農家住宅などの特別な場合を除き住宅等の建築を行うことができなかったが、条例で定めた一定の要件を満たす場合に限り、開発行為や住宅等の建築が認められる。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設や宅地、建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	木造住宅密集地区などにおいて、防災機能を高め、地区にふさわしい高度な土地利用を図るため、不燃化した中高層の共同建築物に建て替える再開発で、都市計画法や都市再開発法に基づいて行う事業。
指定既存集落	市街化調整区域に指定する独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模な既存集落。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
人口集中地区	国勢調査の集計のために設定される統計上の地域単位で、人口密度が40人/ha以上の基本単位区などが互いに隣接し、合計人口が5,000人以上となる地区。
人口フレーム保留制度	現在の市街化区域内で収容できないと想定される人口枠については、市街化調整区域内の秩序ある開発を認め、市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入する線引き制度。

<p>生産緑地地区</p>	<p>都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の1つ。市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止などの良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地を生産緑地として指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</p>
<p>ゼロカーボンシティ</p>	<p>2050（令和32）年までにCO₂の排出量を実質ゼロ（CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）にすることを目指す自治体。</p>
<p>線引き都市計画区域</p>	<p>計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分した都市計画区域。</p>
<p>総合設計制度</p>	<p>建築基準法に基づく許可制度で、敷地内に公開空地（公共的なオープンスペース）を設け、市街地環境の整備改善に配慮した設計の建築物について、容積率や斜線制限の緩和を行うもの。一定規模以上の空地を有し、かつ、敷地面積が一定規模以上の建築計画の建築物に適用される。</p>
<p>ゾーン30</p>	<p>生活道路における歩行者などの安全な通行を確保するために、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策。</p>
<p>た〜と</p>	<p>大規模盛土造成地</p> <p>谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000㎡以上の造成宅地である「谷埋め型大規模盛土造成地」、又は、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の造成宅地である「腹付け型大規模盛土造成地」。</p>
<p>地域共創</p>	<p>複数の主体が協働して地域を創造する取組。</p>
<p>地域高規格道路</p>	<p>高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね時速60km以上の走行サービスを提供できる道路。</p>
<p>地区計画</p>	<p>比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民などの意見を反映して定めるもの。</p>
<p>治山事業</p>	<p>山地・森林の自然災害防止の働きを高めるため実施される事業。</p>
<p>治水対策</p>	<p>河道の整備、調節池や放水路・排水機場の建設などにより洪水時に河川の水を安全に流下させる河川対策や流域に降った雨が短時間で河川に流出しないように、新たな開発地に調整池を整備したり、雨水を一時的に貯留する施設を整備したりする流域対策。</p>
<p>超高齢社会</p>	<p>高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）が21%を超える社会。高齢化率が7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
<p>眺望スポット</p>	<p>眺望することを目的とした施設（展望台など）だけでなく、街なかの道路や公園などを含めた景観を眺める場所。</p>

特定用途制限地域	都市計画法の地域地区の1つで、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途や規模を特定し、その立地を制限する地域。
特定用途誘導地区	都市計画法の地域地区の1つで、都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、誘導施設を誘導することを目的とする地区。
特別用途地区	都市計画法の地域地区の1つで、用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るため定めるもので、用途地域による規制のほか、条例により建築物の用途などについて、地区の特性に応じた規制が行われる地区。
都市機能	教育、医療、福祉、商業・業務、行政など都市に必要とされるサービスを提供する機能。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業などの都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市経営	人、物、情報などを効率的、効果的に組み合わせて、課題を解決し、よりよい都市にしていくといった「都市を経営する」視点に立った自治体行政の考え方。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路。
都市公園	都市公園法に基づく都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業などとして設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園など）
都市サイン	都市の中の目印、表示、標識など。道路標識、案内標識などで文字の表記、色彩、デザインなどを統一し、わかりやすく快適な環境づくりを行う。
都市施設	道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第11条において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地などを都市施設としている。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、区域を定めて、その区域内で新しい敷地の配置をしながら、土地所有者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これにより道路・公園などの公共施設を整備し、ゆとりある快適な市街地を形成していく事業。

は～ほ

バリアフリー	障害者や高齢者にとっての障壁（バリア）をなくし、誰もが自由に社会参加できるような人にやさしい生活空間のあり方。
パークアンドライド	都心部などの道路混雑や駐車場不足に対処するため、混雑地区の外側に駐車場を設置し、そこで自動車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域。
風致地区	都市計画法の地域地区の1つで、緑の保護育成及び景観風致の保全を図るために定める地区のことで、本市では、寺山と慈眼寺の2地区が指定されている。
防火・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。

ま～も

密集市街地	老朽化した木造などの建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
無電柱化	電線を地下に埋設すること、その他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。

や～よ

誘導施設	立地適正化計画で、都市機能誘導区域に立地を誘導すべきと定めた施設。
容積率	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合のこと。（例えば、200㎡の敷地には、容積率80%の場合160㎡の建築物、200%場合400㎡の建築物が建てられる）
用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度。

ら～ろ

立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成する住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
流通業務団地	都市計画法に基づき、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる都市施設。
緑地保全制度	緑を保全していくために地区を指定する制度で、国立公園、風致地区、保安林、保存樹林などがある。